

## 【府中市後援事業】けやき並木通り・府中スカイナード・けやき並木高架下使用時 主催者手続きフロー

No	手続き内容	詳細
①	まちづくり府中へ 実施にかかる事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施日程の空き状況（使用可否）を確認 ※電話 or メールで</li> <li>今後の手続きを確認</li> </ul>
②	まちづくり府中へ 「使用確認書」提出⇒発行 実施に関する助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用確認書」を記入し、まちづくり府中へ提出する。分からぬ部分は一旦空白のままで可。</li> <li>まちづくり府中より、実施概要を確認のうえ、実施時の注意事項、安全な運営方法などを助言</li> </ul> <p>⇒②' 必要事項を確認後、まちづくり府中より「使用確認書」を発行（原則はメール送付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、府中警察や府中市道路課等へ提出する書類の確認、助言</li> </ul>
③	(けやき並木・高架下使用の場合のみ) 府中警察へ 道路使用の事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>府中警察交通規制係（042-360-0110）へ事前相談日時の予約</li> <li>相談時には、実施概要書とともに「使用確認書の写し」を持っていく</li> </ul> <p>※実施に伴う交通規制延長をする場合は、近隣案内看板設置図、当日交通規制警備員配置図も併せて提出。</p>
④	府中市担当課へ 市後援に関する相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>府中市役所の担当課へ後援相談・申請 <u>※実施日の2か月前までに申請</u></li> </ul> <p>⇒④' 市より後援決定通知</p>
⑤	(けやき並木・高架下使用の場合のみ) 府中警察へ 道路使用許可の申請 道路一時使用許可願の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路使用許可申請書（正副2部）を提出 ※所定の手数料を主催者が負担します。</li> <li>申請時には、必要書類に加えて「使用確認書の写し」を正副それぞれに添付</li> <li>市様式の道路一時使用許可願（正副2部）を併せて提出し、府中警察確認印を受ける。</li> </ul> <p>⇒⑤' 申請後1週間程度で許可書が発行され、受取。</p>
⑥	府中市道路課へ 道路一時使用許可願の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察確認印が押された道路一時使用許可願（正副2部）を、府中市道路課へ提出する。</li> <li>許可願の提出時には、必要書類に加えて「使用確認書の写し」を正副それぞれに添付</li> </ul> <p>⇒⑥' 申請後1週間から10日程度で許可書が発行され、受取。</p>
⑦	必要に応じて その他必要な手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>府中消防署に「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」を提出</li> <li>多摩府中保健所に「行事開催届」「臨時出店届」を提出</li> <li>交通規制案内看板の設置・交通規制警備員の手配その他の必要な手続を行う。</li> </ul>

※けやき並木通り・府中スカイナード（府中駅南北ペデストリアンデッキ）・けやき並木高架下以外で実施する府中市後援事業については、このフローは用いられません。

※①②のまちづくり府中による確認は、安全な使用のために必要な事項の事前確認を目的としたものです。「使用確認書」の発行は、市の後援決定および道路使用許可を保証するものではありません。

※まちづくり府中から「使用確認書」の発行を受けた後に実施日時に変更があった場合は、同じ場所の重複使用を防ぐために、必ずまちづくり府中へご連絡をお願いします。改めて使用確認書を発行します。（まちづくり府中 TEL…042-370-1960、メール…fuchuekimaeriyu@gmail.com）